

# 原発をなくす全国連絡会 連続学習会のご案内



## 「ふくしまの今」

日時

2026年**2月18日**(水) **18:00**~19:00

場所

全日本民医連8F会議室&オンライン(zoom)

<https://x.gd/3IdaS>

ミーティングID: 839 4912 3912

パスコード: nonukes



講師

伊東 達也さん

原発問題住民運動全国連絡センター 代表委員

問い合わせ先: 原発をなくす全国連絡会  
Tel: 03-5842-6451 Mail: no-nukes@min-iren.gr.jp



2026年2月28日

## 大事故から15年 福島への復旧・復興の課題にはどんなことがあるのか！

原発問題住民運動全国連絡センター代表委員

原発事故からの復旧・復興を求める会代表 伊東達也

初めに 第一原発1～6号機の現況とリスクについて

号機	3.11 当時の状況	燃料デブリ	使用済み燃料の残数	明らかになっているリスク
1	運転中、炉心溶融 12日に水素爆発	約279トン	392体	原子炉倒壊のリスク*1
2	運転中、炉心溶融 水素爆発に至らず	約237トン	615体	高濃度汚染のリスク*2
3	運転中、炉心溶融 14日に水素爆発	約364トン	ゼロ	高濃度汚染のリスク*2
4	定期検査で運転停止中 15日に水素爆発	原子炉に燃料なし	ゼロ	
5	定期検査で運転停止中	原子炉に燃料なし	1,542体	
6	定期検査で運転停止中	原子炉に燃料なし	1,654体	
合計		デブリ合計 約880トン	4,203体	廃炉作業員の被ばく*3

\*主なリスクについて

1. 原子炉を支える土台（ペDESTAL）の鉄筋がむき出しになっており6強の地震で倒壊の恐れありと、2023年5月に森重晴雄氏が「倒壊と日本滅亡」（せせらぎ出版1,000円＋税）で指摘している。
2. 2・3号機とも原子炉格納容器の真上にある蓋（シールドプラグ）に合計7京（1兆の1万倍）ベクレルの途方もないセシウム137が付着していることが判明しており地震などで外界に漏れれば重大な環境汚染が発生することになる。
3. デブリ取り出しを始め廃炉作業従事者の被ばくが大ききリスクになり続けている。

以下、15年後の6つの問題と課題について考えたい。

## **1. 廃炉終了計画 2051 年は現実的, 客観的に困難 —廃炉計画の見直しをして復旧の県民合意を**

1) 「日本原子力学会」が、2051 年までの廃炉完了は「現実的に困難」、敷地が利用できるまでに 100 年から 300 年かかると発表したのは 2020 年 7 月である。

2) 早稲田大学の松岡俊二氏が「経済・政策研究」誌で以下の趣旨の論文を発表したのは 2021 年 9 月であった。一スリーマイル島原発 2 号機で約 132 キロのデブリ取り出しに 4 年 3 か月要した。1 年間の作業日を 260 日と仮定すると 1 日約 119 キロとなり、これと同じ作業効率で福島第一原発のデブリ 880 トンの取り出しに要する年数は 28.4 年となる。劣悪な環境の福島原発ではロボットアームを使用した取り出し量は 1 回当たり 20 キロから 50 キロ程度と推定されており、甘く見て 1 日 50 キロとすれば約 68 年、厳しく見て 1 日 20 キロとすれば約 170 年かかることになり、30 年～40 年後の廃炉終了は「客観的根拠を著しく欠くと言わざるを得ない」と指摘している。現在、デブリの本格的取り出しは 2037 年度以降とされており約束の 2951 年終了まで 14 年しかないのが現実である。

3) 福島県民の世論も 2024 年 3 月に行われた県民世論調査で「2051 年廃炉完了」には「不可能」と答えた人が実に 78.3 %であった。

以上のことを東電と政府は無視して「2051 年までには完了できる」と言い続けている。だまし続けることが長くなればなるほど不信と亀裂は深くなり、県民・国民との合意は遠のくことになる。加害者が被害者にとるべきは、ウソのない心に響く行動である。

国と東電に一日も早く廃炉計画の見直しを迫り、県民・国民の合意のもと安全・安心な廃炉を進められるようにすることが課題となっている。

## **2. 5 万人以上の人々が今も避難を続けている —「戻りたい人」が戻れる条件を整えることが求められている**

1) 事故発生直後に 12 市町村から 10 万人以上の人々が避難を強制された。この人々はその日を境に住んでいた家を離れ、働いていた人は働く場を失い、学校に通っていた人は学校を失い、病院や福祉施設などにいた人は施設から追い出された。中には津波で子どもを、親を、家族の誰かを失った人もみんな避難せざるを得なかった。

年寄りも、子供も、働き盛りの人も怒りをどこにぶつけていいのか、多くの人々は避難先で苦しみ、悩みながら、この 14 年間を生きてきた。

避難先で亡くなった人も続出している。原発立地町の大熊町で農業に励んで

きた元福島県歌人会会長であった佐藤祐禎さんは「北を指す雲よ大熊に至りなば待つ人多しと声こぼしゆけ」「被災者と東電との綱引きは完敗ならむ悔しけれども」などの歌を残してこの世を去った（資料1）。

復興庁と福島県は2025年11月1日現在、12市町村の避難指示の出た避難者人数を2万3,701人（県外19,176人、県内4,520人）としている。ところが福島民報は25年3月1日現在で5万4,004人（県外39,468人、県内14,536人）と報道している（資料2）。その差は約3万人（県外約2万人、県内約1万人）である。これは復興庁が「自分で住宅を確保した人」と「復興公営住宅に入居した避難者」を恣意的に除外しているからである。

以上は避難指示区域からの避難者であり、指示が出ていない県内42市町村から避難し、今も避難を続けている人を加えればさらに増える。しかし国も東電もその調査はしていない。

これら避難を続けている人の3割以上がPTSD（心的外傷後ストレス）を疑われている（早稲田大学災害復興人類学研究所）。

また小・中学生数は事故前の2010年度8,388人から2025年度1,245人（15%）となっており（資料3）、高校は6校が休校のままであり、2校が合併して新設、また新たに1校が新設されたが、事故前にあった8高校は現在は2校だけとなっている。このままでは自治体の存続まで危うくなっている。

国・東電は、戻れない理由を明らかにして対応策をとることを当該自治体に押し付けるのではなく、お互いが連携して、避難を続けている人々が戻れない理由や子どもたちが地元の学校に通える条件などについて、きめ細かく事情聴取を続け、的確な対応策をとれるように、当該自治体への思い切った支援策が強く求められている。

### **3. イノベーションコスト構想推進が惨事便乗型企業の参入を招いている —住民生活主体の復興に戻ることが求められている**

原発事故直後に県は「福島県復興ビジョン」検討委員会（委員12名、座長鈴木浩福島大学名誉教授）を立ち上げ、8月には1.原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、2. ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、3. 誇りあるふるさとの再生実現、とした3つの理念を掲げ、そのもとに緊急的復旧対応、未来を見据えた対応、原子力災害対応、に分けて主要施策を打ち出した（資料4）。

ビジョンは県民を主人公とする画期的なものであり、これを基本として2011年12月に「福島復興計画（第1次）」がつくられ、復興はスタートした。

しかし、2012年12月に民主党政権から自民党・公明党による安倍第二次政権に代わると、間もなく国の福島復興政策が大きく変化した。その端緒の一つになったのが、2014年1月の政府の原子力現地災害対策本部長赤羽経済産業副大臣、内堀福島県知事を先頭に被災地首長、東電役員などが参加した21名による、米国核関連施設があったハンフォード・サイトや災害対策対応ロボット実証施設などの調査であった。

この調査を受けて経産省は2014年6月に「国際研究都産業（イノベーション）構想」を正式に打ち出した。この構想は産業回復のための新たな産業基盤の構想を目指すとして当初①廃炉、②ロボット、③エネルギー、④環境・リサイクル、⑤農林業の5分野とされたが、その後6分野①廃炉、②ロボット、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙とされた。

以後この構想のもと、2018年～2020年の県予算だけでもロボットテストフィールド事業に153.6億円、水素エネルギー普及事業に7.1億円、インフラ整備に1,129億円などが計上されている。こうした大規模事業が地元住民が1～3割程度しか戻っていない地域で国家プロジェクトとして進められている。

この実態は被災者の生活回復や破壊された環境の回復も脇に置かれたままに、大惨事につけ込んだ惨事便乗型復興となっている。

2023年にはこの構想をさらに発展させるとして「福島国際教育機構」（F-R E I, エフレイ）が設立されている。この構想の下に2030年までに一浪江駅の西側に中心的施設を建設し、研究者・家族や関連産業従事者などを含めた500人程度の新しい居住地を作るなどの作業が始められている。

また国家事業の一つであるロボットテストフィールド（ロボテス）は無人航空機、探査ロボットなど陸・海・空にわたる開発拠点として今後とも一層の発展を図るとしているが、ロボットや無人機ドローンは偵察や攻撃にも使われる「軍事」技術であり、防衛庁などの参入規制なしで進めることには問題をはらんでい。原発事故の被災地が戦争準備に加担させられることは絶対許されない。

一方、イノベーションコースト構想のもと積極的に進められてきた企業誘致のも中間総括が求められている。この間、避難指示の出た12市町村には新たな工業団地が21か所作られ、89の企業・団体が進出し、約2,500人が働いている。貴重な働き場所であるが、背景には国から12市町村に進出してきた企業に最大50億円補助する「自立・機関支援雇用創出企業補助金制度」がある。その補助額は2016年から2024年までの8年間に総額1,310億9千万円となっている。

この補助金制度について2024年度に行政事業レビューで見直しの報告が出ると、当該市町村から強い反発の声があがった。国のエネルギー政策（原発立地）

に協力してきたのに復興に最後まで責任を持たないと映った。しかし、次のような問題点も指摘しなければならない。

進出してきた企業の倒産が4件、撤退してしまった企業が3件も出ている。倒産した4企業へ出した補助金総額は実に106億円にも上り、結果として無駄になったことである（国は負債額や雇用人数は公開できないとしている）。採択に当たり問題はなかったのかなど、検討されるべきであろう。

15年目を迎える福島県の第一次産業の復旧についても課題は多い。水稲収穫は事故前の2010年度に対して2024年度は福島県全体で80.1%まで回復しているものの、全町民が避難した9町村では17.9%しか回復していない（資料5）。同じく沿岸漁業の水揚げ量は2024年が6,640トンで、事故前の2010年2万5,914トン比では25.6%の回復であり依然として厳しい事態が続いている。

被災者、県民が一番望んでいることは生活の復旧・復興であり、きれいな環境の回復である。事故直後に県が出した福島復興ビジョンに示された理念を生かし、住民本位の復興に引きもどすことが求められている。

#### **4. アルプス処理汚染水の海洋放出終了の見通しが立っていない ー地下水流入を遮断する抜本的対策が求められている**

事故によって核燃料が溶けて固まったデブリを冷やし続けるために水をかけ続けねばならなくなり、また一方では流れ込んでくる地下水がデブリに触れて毎日汚染水が発生し、くみ上げてタンクに貯めてきた。この汚染水から放射性物質を取り除いたものが「アルプス処理水」である。しかしすべての放射性物質を完全に除去することはできない。そのため2015年8月、政府と東電は福島漁連に対して「関係者の理解なしにいかなる処分もしない」と文書で約束していた。しかも各地で開かれた公聴会でも海洋放出に反対する声が相次ぎ、賛成する意見は全くないと言ってもいいほどであった。にもかかわらず東電と政府は2023年8月に海洋放出を強行した。国内の問題が国際問題にもなったしまった。海洋放出は他の方法（大型タンク貯留、コンクリート固化、蒸発方式など）を無視した最悪の選択であった。

以来2025年12月11日現在までに128,181トン放出している。しかし一方ではこの間49,031トンが新規に発生しており、差し引き減少量は79,150トンとなり放出前の貯蔵量1,336,502トンに対して6%の減少にとどまっている。これは地下水流入を止めきれない実情を示している。廃炉完了までに終了としているが、地下水流入を止めない限り終わりの見えない事態となっている。

また、放出されている放射性物質はトリチウムばかりでなく、半減期が1570

万年のヨウ素 129, 21 万 1100 年のテクネチウム、5730 年の炭素 14 など 29 核種が含まれており、大量の海水で薄めているといっても、環境・生物に影響を与えないとは断定できない。安全性最優先である「予防措置原則」が適用されなければならない。他の方法に変える決断ができないなら、せめて地下水の流入を食止める方策をとるべきである。地学団体研究会の福島第一原発地質・地下水問題研究グループが提唱している「汚染水を抜本的に削減する止水対策」として「広域遮水壁」建設と地滑り対策で成果を上げている「集水井」の同時建設がある。遅すぎたとはいえ政府も東電も決断すべき時である。

処理水賠償は、漁業・農業・観光業・水産加工業等の事業者などに 2025 年 10 月 29 日時点で約 920 件、830 億円が支払われている。

## **5. 政府が打ち出した「区域から人へ」は「令和の棄民政策」である —このままで「復興は終了」とさせるわけにはいかない**

2025 年 6 月 4 日、自民党・公明党は「東日本大震災復興促進のための第 14 次提言」を時の石破内閣に提出した。この中で帰還困難区域について「区域から人へ」という名の新たな政策を打ち出した。

その後石破内閣は「第 3 期復興・創生期間に係わる基本方針」の中で閣議決定してしまった。この「区域から人へ」について次のように言っている。

—帰還する住民の生活環境の向上や自治体の復興の観点から、個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ、…放射線量防護対策の取り組みを柔軟に講じるとともに、…バリケードを開放するといった立ち入り制限の緩和を行う。また、森林整備をはじめとする活動を再開指摘とともに、…「区域から個人へ」という考えの下、個人が日々の暮らしを送る中での里山の恵み等を享受できるよう、手つかずの森林においてもこうした取り組みを進めていく。—

この政策を読み解くと、①帰還困難区域の除染は現在計画している全面積の 15%で打ち止めにし、残る 85%の約 285 km<sup>2</sup>（東京 23 区の面積の約半分に匹敵）は除染しないという方針であり、②被ばく線量は個人の責任とする、③出入りは自由にする、というものである。これでは帰還しないという判断は個人の責任となり、事実上帰りたくとも帰れないという「棄民政策」になってしまうことが最大の問題となる。

閣議決定の 2 か月後、復興庁は宮城県と岩手県の復興局とそのそれぞれの 2 か所の支所 4 か所も 2026 年 3 月をもって廃止することを決めた。事実上津波被害問題に終止符が打たれるようとしている。

第 3 期復興・創生帰還は 2026 年～2031 年の 5 年間である。この期間中に原発

事故も「棄民政策」をとることにより終止符を打とうとしているのではないか。

これまで見てきたように、原発事故から 15 年たっても残された問題は深刻であり、復旧・復興を求める長期的で不屈の取り組みが求められている。

## **6. 最高裁が下した「原発事故の責任は国にはない」の不当判決を覆すことが求められている**

原発事故は福島県民に甚大な被害と苦しみをもたらしたのに、東電も国も明確な責任を取ろうとしなかったことにより、責任を追及する裁判が国家賠償を求める集団訴訟が全国各地で 30 件も起こされた。最高裁にたどり着くまでの地裁・高裁の裁判では「国に責任あり」とする判決が 12 件、否定した判決が 11 件であった。このうち前者の 3 件と後者の 1 件の 4 件が最初に最高裁判所にたどりつき、第二小法廷が 4 件を一緒に審理して、2022 年 6 月 17 日に判決を下したが、判決は「国に責任はない」という不当な判決であった。理由は、例え防潮堤を作ったとしても敷地南側に作られたはずなので、実際襲った津波は敷地東側から敷地に侵入しており防ぎえなかったという趣旨で、常識的にも理解しがたい驚くべきものであった。

この判断については三浦守判事が詳細な意見を付して反対した。何よりも多くの国民が納得できないとの意見であることが報道で示された。法曹関係者からも極めて強い反対、疑問が出された。

その後、このような判決を出した最高裁判所の判事の中に弁護士を 500 人以上も抱える巨大法律事務所に所属している弁護士が 5 人もいることがジャーナリストの後藤秀典さんによって明らかにされ(「ルポ司法崩壊」地平社刊)、最高裁への国民の不信が急速に高まった。こうして 2024 年と 2025 年には最高裁を人間の鎖で包囲する「ヒューマンチェーン行動」が 1 千人を超す参加で行われ「司法の独立はどこに行った!」「人権守れ!」と訴えている。

重大なことは最高裁判決の不当判決後に出された 16 件の地裁、高裁の判決がすべて最高裁判決に従っていることである。異常ともいえる事態となっている。

大事故を繰り返さないためにも、原発最大限利用政策をやめさせるためにも、福島での復旧・復興を促進させるためにも、被災者の人権を守るためにも、最高裁判決を覆すことが強く求められている。

## **最後に**

事故発生から 14 年を目前にした 2025 年 2 月、自公政権は第 7 次エネルギー基本計画」を閣議決定した。この中で、3.11 後の第 4 次～第 6 次までにあった「可

能な限り原発依存度を低減する」との文言を削除して「原発最大限活用」を掲げた。国民からは「福島事故を無視した暴挙」との声が、福島県民からは「県民が馬鹿にされたように思えてならない」との怒りの声も出された。

2025年10月には発足した自民維新連立の高市政権はこの7次計画の実現を図ることにした。

7次計画を進めれば、「原発大事故 次も日本」になる危険性を最大限にし、始末に負えない放射性廃棄物をさらに増やして難問を一層深刻にさせ、再生可能エネルギーの導入を阻害することにもなる（再エネ電力が2023年は19.2億Kw、45万世帯分、595億円分が投げ捨てられている）。原発最大限利用を進める日本は、やがて世界では「進んだ日本」でなく「遅れた日本」となる。

加えて原発は「自国民に向けた核兵器」にもなるもので、一つ間違っただけで戦争となれば阿鼻叫喚の地獄を生み出すことになる。「日本消滅」に向かう。

日本は世界で三例目の原発過酷事故の被害を体験し、世界唯一の被ばく国でもあり、世界をリードできる戦争放棄と基本的人権尊重の憲法を持つ国である。

「原発をなくす」「核兵器を廃絶する」「憲法を生かす」を結び付けた運動を一層前進させることが求められている。

2012年4月、福島大学内で『「原発と人権」全国研究・交流集会in福島』が開催された。その開会あいさつで実行委員長の豊田誠弁護士は次のような言葉で締めくくられている。

—福島原発事故問題は、規模も深刻さも50年前の高度経済成長時代の公害の経験をはるかに超えています。過去の経験を経験主義的に継承するだけでは足りません。これまでの経験と蓄積をさらに発展させ、巨大な電力会社と政府の政策の根本的転換を勝ちとるために、新しい前進の地平を切り開いていかなければなりません。—

佐藤 祐禎 (さとう ゆうてい) 1929・2013

福島県歌人会会長 「農民歌人」

東電福島第一原発立地の大熊町で農業を営む。事故発生で避

難を強制され、いわき市に。2012年9月倒れ、昏睡状態の

まま翌年3月に逝去。

歌集 「青白き光」(いりの舎、3・11前発行)

歌集 「再び還らず」(いりの舎、吉田信雄氏選で3・11後発行)

(3・11前)

原発が来りて富めるわが町に心貧しくなりたる多し

町道の舗装は誰のお陰ぞと原発作業員酒に酔いて言ふ

原発を言えば共産党かと疎まれるる町に住みつつ怯まずに言ふ

原発の商業主義も極まるか傷痕秘してつづくる稼働

いつ爆ぜむ青白き光を深く秘め原子炉六基の白亜列なる

(3・11後)

原発の崩壊に遂はれ六度ほど宿り替へつつここいわき市に

ごみを出す日を間違えて叱られぬよそ者われはただ頭を下ぐる

被災者の奴らはいわき市から出てゆけと突然声あり店内凍る

北を指す雲よ大熊に至りなば待つ人多しと声こぼしゆけ

被災者と東電との綱引きは完敗ならむ悔しけれども

現在も避難生活を続けている人数

	総計	県外	県内	調査時点
福島民報	54,004人	14,536人	38,468人	2025.2.1
県復興庁	23,701人	19,176人	4,520人	2025.11.1
差	-30,303人	+4,640人	-33,948人	

伊東氏 注1. 県復興庁調査には「不明5人」が追加される。

注2. 福島民報の人数は避難指示区域のある12市町村における避難数である。

注3. 県復興庁の県内が極端に少くは、

「公営災害住宅に住んでいる人」と「自分で家を見つけられた人」を除外しているからである。

震災、原発事故

避難者2万3701人

2025.12.9 県内外、11月1日現在

東日本大震災と東京電力福島第1原発事故に伴う県民の避難者数は11月1日現在

県民の県外への避難状況

(11月1日現在)

都道府県	避難者数	都道府県	避難者数
北海道	534	東京都	91
青森県	87	千葉県	171
岩手県	287	埼玉県	216
宮城県	1,194	茨城県	272
秋田県	271	栃木県	26
山形県	1,033	群馬県	13
茨城県	1,170	山梨県	32
栃木県	1,149	長野県	43
群馬県	1,417	新潟県	154
埼玉県	2,058	富山県	182
茨城県	1,198	石川県	25
栃木県	1,120	福井県	16
群馬県	1,121	山梨県	20
埼玉県	706	長野県	17
茨城県	72	新潟県	15
栃木県	35	山梨県	272
群馬県	37	長野県	33
埼玉県	377	富山県	32
茨城県	401	石川県	42
栃木県	111	福井県	49
群馬県	299	山梨県	148
埼玉県	453	長野県	35
茨城県	49	新潟県	93
合計		合計	19,178

在、県内外合わせて2万3701人となった。死者数は南相馬市で新たに1人が災害関連死として認められたため、4181人となった。

県が8日、発表した。避難者数の内訳は県外避難が

避難者数は前回調査時(8月1日時点)から160人減った。家屋の被害認定調査の進捗などにより、富岡、大熊、浪江の3町で全壊や半壊、一部破損の棟数が増えた。県全体で全壊は1万6084棟、半壊は8万7310棟、一部破損は14万61棟となった。県内外の避難者数は2012(平成24)年5月の約16万4千人が最多だった。

1 広野町

現在の住民登録人口	4,521人
県内避難者	362人
県外避難者	83人

445人  
(住民登録人口は2月28日現在、避難者は2月1日現在)

8 飯館村

現在の住民登録人口	4,495人
県内避難者	2,839人
県外避難者	142人

2,981人  
(住民登録人口は1月31日現在、避難者は2月1日現在)

2 檜葉町

現在の住民登録人口	6,401人
県内避難者	2,002人
県外避難者	332人

2,334人  
(1月31日現在)

9 葛尾村

現在の住民登録人口	1,220人
県内避難者	700人
県外避難者	37人

737人  
(2月1日現在)

3 富岡町

現在の住民登録人口	11,288人
県内避難者	7,082人
県外避難者	1,616人

8,108人  
(2月1日現在)

10 南相馬市

現在の住民登録人口	55,669人
県内避難者	1,108人
県外避難者	1,579人

2,687人  
(1月末現在)

4 大熊町

現在の住民登録人口	9,917人
県内避難者	7,798人
県外避難者	2,117人

9,915人  
(1月31日現在)

11 川俣町

現在の住民登録人口	10,839人
県内避難者	368人
県外避難者	25人

393人  
(2月1日現在)

5 双葉町

現在の住民登録人口	5,279人
県内避難者	3,769人
県外避難者	2,651人

6,420人  
(1月31日現在)

田村市

現在の住民登録人口	32,315人
県内避難者	59人
県外避難者	25人

84人  
(住民登録人口は1月1日現在、避難者は1月30日現在)

6 浪江町

現在の住民登録人口	14,574人
県内避難者	13,074人
県外避難者	5,868人

18,942人  
(1月31日現在)

7 川内村

現在の住民登録人口	2,224人
県内避難者	307人
県外避難者	61人

368人  
(2月1日現在)

以上、2025年3日~4日の福島民報

避難指示区域をもつ12市町村の人口と避難者を示している総人数は2025年2月1日現在で

住民登録人口 158,742人

避難者数 54,004人

(県内38,468人+県外15,536人)

避難指示が解除された区域での小中学校の通学者数（2025年10月）

伊東 聞き取り

市町村名	2010年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
田村市・都路	228人	110人	91人	74人	72人	65人	58人	60人	55人 (24%)
南相馬市・小高	1,087人	126人	112人	113人	110人	90人	119人	121人	127人 (12%)
川俣町・山木屋	99人	15人	3人	3人	7人	8人	5人	4人	8人 (8%)
広野町	541人	219人	240人	222人	253人	264人	265人	266人	239人 (44%)
榎葉町	686人	107人	109人	139人	146人	171人	180人	218人	242人 (35%)
富岡町	1,487人	23人	26人	40人	48人	56人	67人	81人	103人 (7%)
川内村	166人	65人	65人	71人	77人	70人	64人	71人	71人 (43%)
浪江町	1,773人	7人	16人	26人	31人	39人	62人	72人	82人 (5%)
葛尾村	112人	18人	14人	13人	12人	15人	14人	20人	20人 (18%)
飯舘村	531人	79人	61人	65人	59人	68人	82人	81人	75人 (14%)
双葉町	551人								戻っていない
大熊町	1,127人						20人	34人	60人 (5%)
合計	8,388人	769人	737人	766人	815人	846人	936人	1,028人	1,082人 (13%)

## 福島県復興ビジョンの概要

### ビジョン実現のために

#### 国・県・市町村の役割

##### 【国】

- 復興特区制度
- 地域再生のための特別法の制定
- 原子力損害賠償のための特別法の制定

##### 【県と市町村】

- 県は大胆な発想で復旧・復興を着実に推進
- 市町村を地域の復興の主体として位置づけ（権限移譲、財源の確保、迅速かつ的確な人的支援）

#### 多様な主体との連携・協力

- 県民、団体、企業、市町村が情報を共有し、復興に向けた知恵を出し合うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置
- 国内外に対する情報の発信

#### ビジョン具現化の方策

- 復旧・復興関連予算事業への重点的予算配分
- 復興計画において具体的取組みや主要事業の年次計画の提示
- 復興計画は原発事故の収束状況を踏まえ柔軟に追加・修正

### 復興に向けた主要施策

#### 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

- ・被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア
- ・公共土木施設や産業関連インフラ、河川・海岸の堤防などの早期復旧、農地などの除染対策
- ・被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援
- ・被災市町村の行政事務や復興事業への支援や代行
- ・学校など身近な生活空間における放射線量低減対策、農地などの除染、徹底したモニタリング調査等

緊急的対応

#### 未来を担う子ども・若者の育成

- ・医療サービスの提供体制の強化、安心して子どもを生まみ育てられる環境整備
- ・県内高等教育機関の充実
- ・理数教育の大幅な充実、国際化の進展に対応できる人づくり等

#### 地域のさすなの再生・発展

- ・公共的な活動団体の支援活動や住民の自治組織の形成への支援
- ・高齢者の集まる住宅地域やサービス施設の整備など、高齢者等を支えるまちづくりの支援
- ・地域の伝統文化などの継承、芸術文化活動やスポーツ活動の支援等

#### 新たな時代をリードする産業の創出

- ・「観光地ふくしま」のブランド化と様々なMICEの誘致、新たな経営生産方式導入による農業再生
- ・放射線医学の研究推進などと関連させた医療産業集積、創薬開発支援と高齢化を見据えた産業づくり
- ・原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出等

#### 災害に強く、未来を拓く社会づくり

- ・東北中央自動車道、常磐自動車道や浜通りと中通りを結ぶ国道・県道など、縦・横6本の基幹的道路の早期整備、JR常磐線、小名浜港・相馬港の早期復旧
- ・地域の意向を十分に踏まえた、地震・津波に強い地域づくり
- ・災害弱者への情報提供、避難誘導強化、福祉避難所の十分な設置、要介護者の災害時受入体制整備等

#### 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- ・各家庭、企業・団体への再生可能エネルギー普及
- ・化石燃料による発電における低炭素化のための取組みの促進
- ・スマートグリッドなど、エネルギーの地産地消による持続可能な地域モデルの構築等

#### 原子力災害の克服

- ・汚染浄化に関する国際的な研究拠点の整備による技術開発や実証実験の実施
- ・県民の長期健康管理調査をおして健康保持・増進を一体的に実施するプログラムの構築
- ・県立医科大学での放射線医学研究や診療機能を強化、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点創設
- ・原子力に関する国及び国際的研究機関や監視機関の誘致
- ・被災者及び被災事業者が原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう関係団体、市町村と連携し支援等

原子力災害対応

ふくしまの未来を見据えた対応

### 復興ビジョン

- 復興に当たった基本理念・主要な施策を定めるもの
- 県内全域を対象
- 対象期間は10年
- 具体的な取組み・主要事業を示す
- 県内全域を対象、地域別も記載
- 計画期間は10年
- 原発事故収束状況を踏まえ追加修正

### 基本理念

#### 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 原子力に依存しない社会を目指す。そのため、再生可能エネルギーを飛躍的に推進。
- 何よりも人命を大切にし、安全・安心して子育てのできる環境整備、健康長寿の県づくりを通じて原子力災害を克服。

#### ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 被害を受けた県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせて復興を推進。

#### 誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々として息づく地域のさすなを守り、育て、世界に発信。
- 避難を余儀なくされた県民を含め全ての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。

役場ごと全住民が避難した9町村の水稲収穫の変化

2025年10月 伊東メモ

町村名 (役場が帰還するまでの年月)	事故前の 2010年度	2024年度	比較
広野町 (1年後いわき市から)	1,030 t	827 t	80.3%
川内村 (3年後いわき市から)	1,450 t	431 t	29.7%
檜葉町 (4年5カ月後いわき市から)	2,170 t	840 t	38.7%
飯舘村 (4年3カ月後福島市から)	3,620 t	294 t	8.1%
葛尾村 (5年3カ月後三春町から)	637 t	119 t	18.7%
浪江町 (6年後二本松市から)	6,560 t	1,260 t	9.2%
富岡町 (6年後郡山市から)	2,800 t	509 t	18.2%
大熊町 (8年後会津若松市から)	3,080 t	19 t	0.6%
双葉町 (11年6カ月後いわき市から)	2,720 t	0	
9町村合計	27,567 t	4,299 t	17.9%

\* 1 福島県全体 (59市町村) 2010年度 445,700 t ⇒ 356,800 t 80.1%

沿岸漁業水揚数量、水揚金額の推移

作成：福島県水産課 (R7.5.30 現在)

1 沿岸漁業 (沖合底ひき網を含む) の年別水揚数量 (属地、試験操業<sup>※1</sup>分を含む)

地区\年	震災前 (H22)														
	H23 <sup>※2</sup>	H24	H25	H26	H27	H28	H29 <sup>※4</sup>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
県計	25,914	3,261	122	406	742	1,512	2,100	3,280	4,010	3,641	4,591	5,045	5,604	6,644	6,640
(対震災前年比 <sup>※3</sup> (%))	-	-	0.5	1.6	2.9	5.8	8.1	12.7	15.5	14.1	17.7	19.5	21.6	25.6	25.6

出典：福島県海面漁業漁獲高統計

2 沿岸漁業 (沖合底ひき網を含む) の年別水揚金額 (属地、試験操業<sup>※1</sup>分を含む)

地区\年	震災前 (H22)														
	H23 <sup>※2</sup>	H24	H25	H26	H27	H28	H29 <sup>※4</sup>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
県計	9,230	1,344	-	-	-	-	-	1,283	2,280	2,016	2,102	2,482	3,498	3,966	3,618
(対震災前年比 <sup>※3</sup> (%))	-	-	-	-	-	-	-	13.9	24.7	21.8	22.8	26.9	37.9	43.0	39.2

出典：福島県海面漁業漁獲高統計

※1 試験操業は平成24年6月～令和3年3月に実施された。令和3年4月以降は、各漁業協同組合が作成したロードマップにより、本格操業に向けた取組が実施されている。  
令和3年1月～12月の水揚数量、水揚金額については、以下の①および②の合計をとりまとめた。

- ① 令和3年1月～3月：試験操業の水揚実績
  - ② 令和3年4月～12月：試験操業に取り組んでいた相馬双葉漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合、いわき市漁業協同組合の所属漁業者による沿岸漁業の水揚実績
- ※2 平成23年の水揚数量、水揚金額は、1月～3月(発災まで)の実績  
 ※3 平成22年の沿岸漁業水揚数量、水揚金額に対する割合  
 ※4 平成29年の水揚金額は、入札再開後の金額

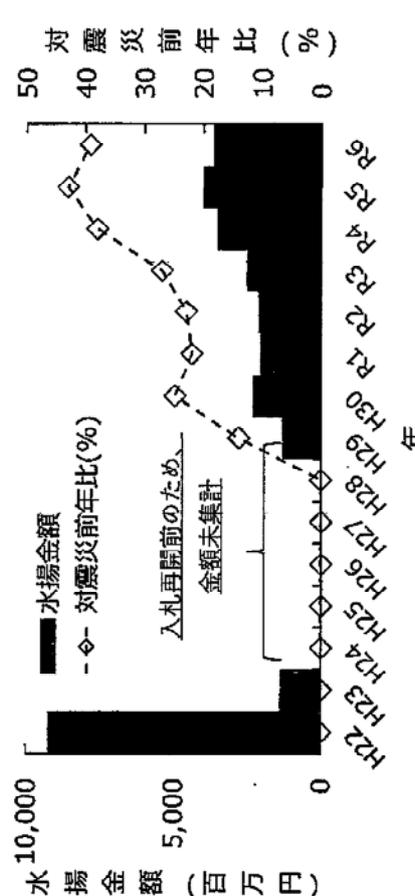
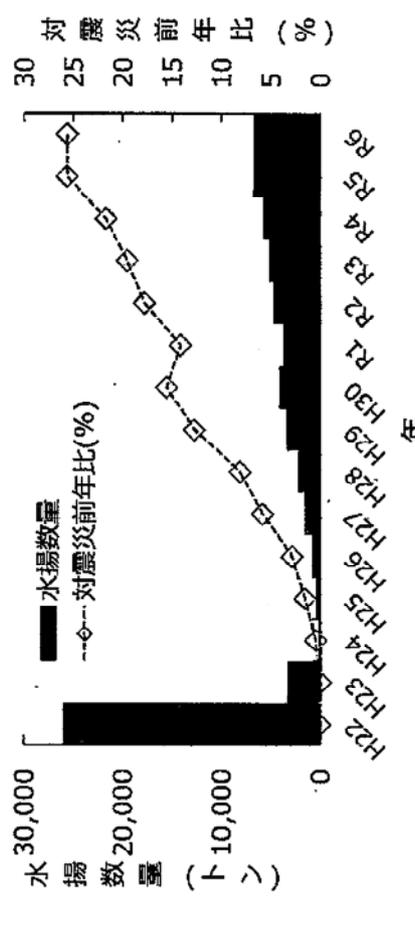


図 震災後の沿岸漁業による水揚量・水揚金額の推移